

令和元年度随時監査について、横手市教育委員会教育長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和2年3月31日

監査報告書により指摘された事項の状況報告

種類 令和元年度 随時監査報告書（備品及び重要物品）

期日 令和元年11月21日（木）

範囲 備品全般の管理運用について

スポーツ振興課

報告対象 課室所等		指摘・要望事項	措置を講じた事項
教育 総務部	スポーツ振興課	1. 備品台帳に所在場所、規格が記載されていないものがある。 2. 備品シールが貼られていないものがある。 3. 所在場所の変更、不用処分が行われていないものがある。	1. 備品台帳をすべて再確認し台帳整備を行いました。 2. 備品シールが貼られていないものについては全て貼りつけしました。 3. 所在場所の変更、不用処分を行いました。 今回の指摘を受け課内で課題共有し、備品管理を徹底してまいります。